（別紙）　割増賃金等計算表（月単位）

原告の割増賃金等計算の基礎となる，1時間当たりの単価は，
（☑以下の計算（理由）□時給制 / □証拠として提出の資料）より，1,689 円となる

計算式または理由：（365-110）×7（所定労働時間）÷12=148.75≒148（端数切捨て）
250,000円÷148＝1,689.18≒1,689円（端数四捨五入）

未払月	所定労働時間数（　：　） 実働時間数（　：　） ※１	時間外労働時間数・手当 ※２		割増賃金等合計
			①時間外（法定内）	
			②時間外（法定外）	
			③休日	
			④深夜	
			⑤６０時間超	
令和元年　7月分	所定労働時間数（154：00） 実働時間数（191：30）	①（×1.00）（12：00）20,268 円		
		②（×1.25）（16：30）34,836 円		
		③（×1.35）（9：00）20,521 円		
		④（×0.25）（1：00）422 円		
		⑤（×0.25）（　：　）　円		76,047 円
年　月分	所定労働時間数（　：　） 実働時間数（　：　）	①（×1.00）（　：　）　円		
		②（×1.25）（　：　）　円		
		③（×1.35）（　：　）　円		
		④（×0.25）（　：　）　円		
		⑤（×0.25）（　：　）　円		円
年　月分	所定労働時間数（　：　） 実働時間数（　：　）	①（×1.00）（　：　）　円		
		②（×1.25）（　：　）　円		
		③（×1.35）（　：　）　円		
		④（×0.25）（　：　）　円		
		⑤（×0.25）（　：　）　円		円
年　月分	所定労働時間数（　：　） 実働時間数（　：　）	①（×1.00）（　：　）　円		
		②（×1.25）（　：　）　円		
		③（×1.35）（　：　）　円		
		④（×0.25）（　：　）　円		
		⑤（×0.25）（　：　）　円		円
年　月分	所定労働時間数（　：　） 実働時間数（　：　）	①（×1.00）（　：　）　円		
		②（×1.25）（　：　）　円		
		③（×1.35）（　：　）　円		
		④（×0.25）（　：　）　円		
		⑤（×0.25）（　：　）　円		円
年　月分	所定労働時間数（　：　） 実働時間数（　：　）	①（×1.00）（　：　）　円		
		②（×1.25）（　：　）　円		
		③（×1.35）（　：　）　円		
		④（×0.25）（　：　）　円		
		⑤（×0.25）（　：　）　円		円
年　月分	所定労働時間数（　：　） 実働時間数（　：　）	①（×1.00）（　：　）　円		
		②（×1.25）（　：　）　円		
		③（×1.35）（　：　）　円		
		④（×0.25）（　：　）　円		
		⑤（×0.25）（　：　）　円		円
合　計				76,047 円

※１　実働時間数－所定労働時間数＝①＋②＋③の合計時間数

※２　①～⑤の各手当の金額＝１時間当たりの単価×各割増率×各労働時間数となる。

①時間外（法定内）…所定労働時間数を超えるが，法定休日を除く１日８時間・１週４０時間以内の残業時間数。
②時間外（法定外）…法定休日以外で１日８時間又は１週４０時間を超えて労働した時間数。
③休日……就業規則等で定められた週１日または４週間のうちの４日の法定休日に労働した時間数。
④深夜……午後１０時から午前５時に労働した時間数。
⑤６０時間超……②の時間数が６０時間を超過した場合のその超過した時間数（中小事業主については，平成３５年３月３１日までは適用されない。）